

指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者

指定手続手引書

令和4年11月

北海道保健福祉部高齢者支援局
高齢者保健福祉課

目 次

第1章	指定手続の概要	P 1
1	指定事務担当窓口	P 1
2	指定の流れ	P 3
3	指定後の手続	P 4
○	変更届必要事項一覧	P 5
4	申請主体の要件と他法令の届出等	P 7
5	北海道以外で行う指定等の事務	P 9
第2章	指定基準の概要（非常災害対策計画策定・提出）	P 10
○	事業者指定及び介護報酬等に関する主な関係法令等	P 13
○	指定基準一覧	P 15
	訪問介護	P 15
	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	P 16
	訪問看護・介護予防訪問看護	P 17
	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	P 19
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	P 20
	通所介護	P 22
	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	P 23
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	P 25
	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	P 30
	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	P 42
	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	P 46
	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	P 47
第3章	申請書類の作成方法	P 48
1	申請に必要な書類	P 48
2	編纂方法等	P 48
3	提出部数	P 48
4	指定申請書の記載方法	P 49
5	付表の記載方法	P 49
6	別添の記載方法	P 49
7	添付書類作成の手引き	P 50
○	指定申請書記載例	P 53
○	付表記載例	P 55
○	指定申請に必要な書類一覧表	P 56
○	計画作成担当者等経歴書記載例	P 57
○	事業所の平面図等記載例	P 58
○	事業所の居室面積一覧表記載例	P 59
○	事業所の設備・備品等一覧表記載例	P 60
○	運営規程における規定事項一覧	P 61
○	運営規程作成例	P 64
○	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要記載例	P 67
○	サービス提供実施単位一覧表記載例	P 68
○	雇用確約証明書記載例	P 69
第4章	関係様式	P 70

第 1 章 指定手続の概要

事業者の一般原則

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要するサービス利用者等について、これらの方々が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うという介護保険制度創設の理念を自覚し、常に利用者保護の立場に立ったサービス提供に努めなければなりません。

事業者の皆様は、これらのことを十分認識し、適宜研修を受講するなど関係法令等を遵守して、日々適切なサービスの提供に務めてください。

<参考>

- ・保健福祉部福祉局地域福祉課「施設職員などの研修」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/jinzai/kenshu.htm>
- ・保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課「研修のページ」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/training.htm>
- ・北海道社会福祉協議会 トップページ
<http://www.dosyakyo.or.jp/>
- ・公益財団法人介護労働安定センター北海道支部 トップページ
<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/hokkaidou/>

1 指定事務担当窓口

指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所の指定に関する事前 相談、指定申請書の提出、指定後の各種届出等は、次の担当窓口が受け付けます。

ただし、一部市町村において行う指定等の事務や、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援及び基準該当サービス等に関する指定事務等の担当窓口については P 9 を参照願います。

なお、政令市・中核市（札幌市・函館市・旭川市）については、当該市が窓口となります。

サービス種類	《福祉系》 訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防訪問介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	《医療系》 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護
担当窓口	所在地を所管する総合振興局（振興局） 保健環境部社会福祉課	所在地を所管する総合振興局（振興局） 保健環境部保健行政室（地域保健室） 企画総務課

※ 小樽市に所在する事業所は、後志総合振興局が担当窓口です。

福祉系サービス種類の窓口

部課名	所在地	電話番号
空知 総合振興局保健環境部社会福祉課	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0109
石狩 振興局保健環境部社会福祉課	札幌市中央区北 3 西 7	011-204-5903
後志 総合振興局保健環境部社会福祉課	倶知安町北 1 東 2	0136-23-1936
胆振 総合振興局保健環境部社会福祉課	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号	0143-24-9842
日高 振興局保健環境部社会福祉課	浦河町栄丘東通 5 6 号	0146-22-2559
渡島 総合振興局保健環境部社会福祉課	函館市美原 4 丁目 6-16	0138-47-9536
檜山 振興局保健環境部社会福祉課	江差町字陣屋町 3 3 6-3	0139-52-6654
上川 総合振興局保健環境部社会福祉課	旭川市永山 6 条 1 9 丁目	0166-46-5985
留萌 振興局保健環境部社会福祉課	留萌市住之江町 2 丁目 1-2	0164-42-8319
宗谷 総合振興局保健環境部社会福祉課	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2987
オホーツク 総合振興局保健環境部社会福祉課	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0690
十勝 総合振興局保健環境部社会福祉課	帯広市東 3 南 3 の 1	0155-27-8518
釧路 総合振興局保健環境部社会福祉課	釧路市浦見 2 丁目 2-54	0154-43-9254
根室 振興局保健環境部社会福祉課	根室市常盤町 3 丁目 2 8	0153-23-6915

医療系サービス種類の窓口

	部課名	所在地	電話番号
空 知	総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課	岩見沢市 8 条西 5	0 1 2 6 - 2 0 - 0 1 0 0
	総合振興局保健環境部滝川地域保健室企画総務課	滝川市 緑町 2 - 3 - 3 1	0 1 2 5 - 2 4 - 6 2 0 1
	総合振興局保健環境部深川地域保健室企画総務課	深川市 2 条 1 8 - 6	0 1 6 4 - 2 2 - 1 4 2 1
石 狩	振興局保健環境部保健行政室企画総務課	江別市 錦町 4 - 1	0 1 1 - 3 8 3 - 2 1 1 1
	振興局保健環境部千歳地域保健室企画総務課	千歳市 東雲町 4 - 2	0 1 2 3 - 2 3 - 3 1 7 5
後 志	総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課	倶知安町 北 1 東 2	0 1 3 6 - 2 3 - 1 9 5 2
	総合振興局保健環境部岩内地域保健室企画総務課	岩内町 字 清住 2 5 2 - 1	0 1 3 5 - 6 2 - 1 5 3 7
胆 振	総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課	室蘭市 海岸町 1 丁目 4 番 1 号	0 1 4 3 - 2 4 - 9 8 3 3
	総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室企画総務課	苫小牧市 若草町 2 - 2 - 2 1	0 1 4 4 - 3 4 - 4 1 6 8
日 高	振興局保健環境部保健行政室企画総務課	浦河町 東町 ちのみ 3 - 1 - 8	0 1 4 6 - 2 2 - 3 0 7 1
	振興局保健環境部静内地域保健室企画総務課	新ひだか町 静内 こうせい町 2 - 8 - 1	0 1 4 6 - 4 2 - 0 2 5 1
渡 島	総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課	函館市 美原 4 - 6 - 1 6	0 1 3 8 - 4 7 - 9 0 1 2
	総合振興局保健環境部八雲地域保健室企画総務課	八雲町 末広町 1 2 0	0 1 3 7 - 6 3 - 2 1 6 8
檜 山	振興局保健環境部保健行政室企画総務課	江差町 字 本町 6 3	0 1 3 9 - 5 2 - 1 0 5 3
上 川	総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課	旭川市 永山 6 条 1 9 丁目	0 1 6 6 - 4 6 - 5 9 8 0
	総合振興局保健環境部名寄地域保健室企画総務課	名寄市 東 5 南 3 - 6 3 - 3 8	0 1 6 5 4 - 3 - 3 1 2 1
	総合振興局保健環境部富良野地域保健室企画総務課	富良野市 末広町 2 - 1 0	0 1 6 7 - 2 3 - 3 1 6 1
留 萌	振興局保健環境部保健行政室企画総務課	留萌市 住之江町 2 - 1 - 2	0 1 6 4 - 4 2 - 8 3 1 0
宗 谷	総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課	稚内市 末広 4 - 2 - 2 7	0 1 6 2 - 3 3 - 2 9 7 7
林-ツ	総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課	網走市 北 7 西 3 丁目	0 1 5 2 - 4 1 - 0 6 9 5
	総合振興局保健環境部北見地域保健室企画総務課	北見市 青葉町 6 - 6	0 1 5 7 - 2 4 - 4 1 7 1
	総合振興局保健環境部紋別地域保健室企画総務課	紋別市 南ヶ丘町 1 - 6	0 1 5 8 2 - 3 - 3 1 0 8
十 勝	総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課	帯広市 東 3 南 3 - 1	0 1 5 5 - 2 6 - 9 0 7 3
釧 路	総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課	釧路市 城山 2 丁目 4 - 2 2	0 1 5 4 - 6 5 - 5 8 1 7
根 室	振興局保健環境部保健行政室企画総務課	根室市 弥栄町 2 - 1	0 1 5 3 - 2 3 - 5 1 6 1
	振興局保健環境部中標津地域保健室企画総務課	中標津町 東 1 南 6 - 1 - 3	0 1 5 3 7 - 2 - 2 1 6 8

2 指定の流れ

○ 事前相談

相談窓口	P 1～2に記載の担当窓口にご相談してください。
受付時期	事業を開始しようとする3か月以上前を目処に、電話により相談するようにしてください。 (開庁日の9:00～17:00) また、窓口で相談する場合は、事前に電話で来庁日を連絡願います。

○ 申請書の受付

受付窓口	P 1～2に記載の担当窓口で受け付けます。
受付時期	書類が全て整わないと受付できません。 事業を開始しようとする1か月以上前までに、申請書及び関係書類を郵送により提出してください。
申請書提出方法	郵送(簡易書留)により、提出してください。 提出前に必ず事前に相談してください。 また、窓口に出す場合は、事前に電話で来庁日を連絡願います。
申請手数料	無料

○ 指定

審査	現地確認を行う場合があり、その際には管理者等の立ち会いが必要です。 申請書の記載内容に不備があった場合等は、書類の再提出を求める場合があります。
指定	審査の結果、指定要件を満たすものと判断された場合に指定します。 申請書の提出(申請書が完備した状態で)から指定までの標準的な期間は、土日祝日等の閉庁日を除き14日前後です。 指定した場合は、申請者あてに指定した旨が通知されます。
公示	事業所の指定、変更、廃止、休止、再開、取消、改善命令又は効力の停止があった場合は、当該事業者名、所在地、サービスの種類等について公示されます。 指定事業者一覧は、各相談窓口で閲覧ができるほか、インターネット情報として公開しています。 【公開先】 ○ 北海道高齢者支援局高齢者保健福祉課のホームページ アドレス→ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/kyoutsuu/ichiran/ichiran.html ○ WAMNETのホームページ アドレス → http://www.wam.go.jp

※ 平成24年9月までWAMNETで公開していた介護事業者情報は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等により廃止されました。平成24年10月以降は、各都道府県が管理している「介護サービス情報公表システム」をリンクして案内されています。

「WAMNET」についての詳しい内容、その他質問がありましたら下記までご連絡ください。

独立行政法人福祉医療機構 WAMNET ヘルプデスク
〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9階
電話：03-3438-0250
E-mail: webmaster2@wamnet.wam.go.jp

3 指定後の手続

- 事業者番号
事業者番号は、当該事業者の指定を行った旨と併せて通知します。
- 介護給付費等の請求の届出
介護保険サービス事業所は、介護給付費等の請求をする場合には、請求方法や受領する振込先口座名等をあらかじめ北海道国民健康保険団体連合会に届け出ることとなっています。

届出先	北海道国民健康保険団体連合会総務部介護・障害者支援課 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 電話：011-231-5161 FAX：011-233-2178
届出事項	請求方法（請求媒体） 振込先口座名等
届出の様式	指定のあった月の翌月に北海道国民健康保険団体連合会から送付されます。

（参考～介護給付費支払いまでの標準的な事務処理日程）

	サービス提供月	翌月	翌々月
(事業者)	サービス提供	(締切日10日) 請求	
(国保連)		審査	支払(月末)

※ 介護給付費の請求についての詳細は、上記の北海道国民健康保険団体連合会に問い合わせてください。

○ 変更等の届出

区分	事由	届出様式
変更届出	事業所の名称や運営規程等が変更となった場合	変更届出書（別記第4号様式）
再開届出	事業を再開する場合	再開届出書（別記第5号様式）
廃止・休止届出	事業を廃止、休止する場合	廃止・休止届出書（別記第5号様式の2）

注1 変更届出が必要な事由の詳細は、P5～6の「変更届必要事項一覧」及び介護保険法施行規則第131条、第140条の19を参照してください。

注2 いずれも届出先はP1～2の担当窓口となります。

注3 変更届出、再開届出は、事由が生じてから10日以内に届出を行うこととされていますが、適正な事業運営を確保する観点から、事前にP1～2の担当窓口にご相談してください。

注4 廃止・休止届出は、事業を廃止・休止する日の1月前までに担当窓口へ提出してください。

○ 指定の更新

指定の効力には6年間の有効期限が設けられています。

6年毎に、指定の更新を受けなければ、指定の効力を失います。

基準に従って適切な事業の運営がされない場合や、過去に同一のサービスで指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。

更新の欠格事由は、指定の欠格事由と同様です。

詳細については、北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課のホームページをご覧ください。

アドレス → <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/shitei/koshinnitsuite.html>

(変更届必要事項一覧)

サービス種類	変更の届出が必要な事項
訪問介護	「事業所の名称、所在地(※1)」「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名(※4)」「登記事項証明書又は条例等(※5)」「事業所の平面図」「管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所(※4)」「運営規程」「介護給付費の請求に関する事項」
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	「事業所の名称、所在地」「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名(※4)」「登記事項証明書又は条例等(※5)」「事業所の平面図、設備、備品の概要」「管理者の氏名、生年月日、住所(※4)」「運営規程」「協力医療機関の名称、診療科名、契約内容」「介護給付費の請求に関する事項」
訪問看護 介護予防訪問看護	「事業所の名称、所在地(※1)」「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名(※4)」「登記事項証明書又は条例等(※2)(※5)」「病院・診療所・訪問看護ステーションの別」「事業所の平面図」「管理者の氏名、生年月日、住所、免許証の写(※4)」「運営規程」「介護給付費の請求に関する事項」
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	「事業所の名称、所在地」「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名(※4)」「登記事項証明書又は条例等(※2)(※5)」「病院・診療所・介護老人保健施設の別」「事業所の平面図」「管理者の氏名、生年月日、住所(※4)」「運営規程」「介護給付費の請求に関する事項」
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	「事業所の名称、所在地」「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名(※4)」「登記事項証明書又は条例等(※2)(※5)」「病院・診療所・薬局の別」「提供する居宅療養管理指導の種類」「事業所の平面図」「管理者の氏名、生年月日、住所(※4)」「運営規程」「介護給付費の請求に関する事項」
通所介護	「事業所の名称、所在地(※1)」「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名(※4)」「登記事項証明書又は条例等(※5)」「事業所の平面図、設備の概要」「管理者の氏名、生年月日、住所(※4)」「運営規程(※3)」「介護給付費の請求に関する事項」
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	「事業所の名称、所在地」「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名(※4)」「登記事項証明書又は条例等(※2)(※5)」「病院・診療所・介護老人保健施設の別」「事業所の平面図、設備の概要」「管理者の氏名、生年月日、住所(※4)」「運営規程(※3)」「介護給付費の請求に関する事項」

サービス種類	変更の届出が必要な事項
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	「事業所の名称、所在地」「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名（※４）」「登記事項証明書又は条例等（※５）」「当該事業を特別養護老人ホーム又は併設事業所において行う旨」「建物の構造概要、平面図、設備の概要」「特別養護老人ホームの定員（当該事業を特別養護老人ホームで行う場合のみ）」「管理者の氏名、生年月日、住所（※４）」「運営規程（※３）」「協力医療機関の名称、診療科名、契約内容」「介護給付費の請求に関する事項」
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	「事業所の名称、所在地」「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名（※４）」「登記事項証明書又は条例等（※２）（※５）」「事業所の種別」「建物の構造概要、平面図、設備の概要」「入院患者又は入所者の定員」「管理者の氏名、生年月日、住所（※４）」「運営規程（※３）」「介護給付費の請求に関する事項」
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	「事業所の名称、所在地」「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名（※４）」「登記事項証明書又は条例等（※５）」「建物の構造概要、平面図、設備の概要」「管理者の氏名、生年月日、住所（※４）」「運営規程（※３）」「協力医療機関の名称、診療科名、契約内容」「介護給付費の請求に関する事項」「介護支援専門員の氏名、登録番号」
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	「事業所の名称、所在地」「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名（※４）」「登記事項証明書又は条例等（※５）」「事業所の平面図、設備の概要」「管理者の氏名、生年月日、住所（※４）」「福祉用具の保管・消毒の方法」「運営規程」「介護給付費の請求に関する事項」
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	「事業所の名称、所在地」「申請者の名称」「主たる事務所の所在地」「申請者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名（※４）」「登記事項証明書又は条例等（※５）」「事業所の平面図、設備の概要」「管理者の氏名、生年月日、住所（※４）」「運営規程」

- ※１ 事業所所在地以外の場所で一部実施する事務所を有するときは、当該事務所を含む。
- ※２ 事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所、薬局であるときを除く。
- ※３ 利用者の定員の増加に伴うものは、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付すること。
- ※４ 管理者の変更に伴うものは、誓約書を添付すること。
- ※５ 拳証書類として、届出日から起算して３ヶ月以内に発行された登記事項証明書等の原本を添付すること。但し、一度に届け出るサービスが２つ以上にわたる場合は、２つ目以降の届出は写しを添付しても可。

4 申請主体の要件と他法令の届出等

- 介護保険のサービス事業者としての指定申請と併行して、各法令に基づく所定手続が必要な場合があります。

【福祉系サービス】

サービス種類	介護保険法の申請者要件	社会福祉法上の届出等	老人福祉法上の届出
訪問介護	法人	不要 第2種社会福祉事業	必要 老人居宅介護等事業
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	法人	不要	不要
通所介護	法人であって、老人福祉法に規定する老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターを設置する者	不要 第2種社会福祉事業	必要 老人デイサービス事業 老人デイサービスセンター
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	法人であって、老人福祉法に規定する老人短期入所事業を行う施設又は老人短期入所施設を設置する者	不要 第2種社会福祉事業	必要 老人短期入所事業 老人短期入所施設
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	法人であって、有料老人ホーム、軽費老人ホーム又は養護老人ホームを設置する者	必要（軽費老人ホームの場合） 第1種社会福祉事業	必要（有料老人ホーム又は養護老人ホームの場合）
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	法人	不要	不要
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	法人	不要	不要

【医療系サービス】

サービス種類	介護保険法の申請者要件	医療法上の届出等
訪問看護 介護予防訪問看護	法人（医療機関を除く）	必要 病院の開設、診療所の開設、病院等の構造設備
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	法人（医療機関を除く）	必要 病院の開設、診療所の開設、病院等の構造設備
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	法人（医療機関を除く）	必要 病院の開設、診療所の開設、病院等の構造設備 薬局の開設（薬事法）
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設、病院又は診療所を設置する者	必要（医療機関が行う場合） 病院の開設、診療所の開設、病院等の構造設備
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ 指定介護療養型医療施設 ・ 療養病床を有する病院又は診療所 ・ 療養病床を有しない診療所 ・ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院 	必要（医療機関が行う場合） 病院の開設、診療所の開設、病院等の構造設備

(参考～主な法人所轄庁の窓口)

法人種別	法人所轄庁	窓口
株式会社、有限会社、合名会社、合同会社、合資会社		法務局
社会福祉法人（北海道所管） 社会福祉法人（市所管）	北海道知事 関係各市長	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課 関係各市社会福祉法人担当課
医療法人	北海道知事	北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課
社団法人	（法人認可をした所轄庁）	
財団法人	（法人認可をした所轄庁）	
農業協同組合	北海道知事	北海道農政部農業経営局農業経営課
生活協同組合	北海道知事	北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
特定非営利活動法人（NPO）	北海道知事	北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定
 介護保険法による指定又は開設許可日が平成26年7月1日以降の場合、生活保護法による指定があったものとみなされます。ただし、生活保護法による指定が不要の場合は、保健福祉部福祉局地域福祉課まで申出書を提出してください。
 詳細は、お近くの福祉事務所（各総合振興局（振興局）及び市役所）もしくは、保健福祉部福祉局地域福祉課までお問い合わせください。

5 北海道以外で行う指定等の事務

(1) 市町村で行う居宅サービス事業書等の指定等の事務

以下の市町内に所在する指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所の指定等の事務は、それぞれの市町で行っています。

市町名	名寄市、登別市、北斗市、松前町、今金町、南富良野町、芽室町、下川町、苫前町、中頓別町、湧別町、鹿追町、利尻富士町
対象サービス種類	指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所全般
事務の内容	対象事業所の指定 対象事業所の変更届、廃止届、休止届、再開届の受理 対象事業所に対する指導監査 対象事業所の指定の取消等 対象事業所の指定等の公示

(2) 空知中部広域連合において行う指定等の事務

空知中部広域連合内に所在する指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の一部と、指定居宅介護支援事業所の指定等の事務は、空知中部広域連合において行っています。

対象事業所所在地	空知中部広域連合内に所在する事業所 ----- 空知中部広域連合構成市町村 歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
対象サービス種類	訪問介護、訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）、通所介護
事務の内容	対象事業所の指定 対象事業所の変更届、廃止届、休止届、再開届の受理 対象事業所に対する指導監査 対象事業所の指定の取消等 対象事業所の指定等の公示

(3) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるのが適当なサービス類型として「地域密着型サービス」が平成18年4月1日から創設されました。

原則として、その市町村の被保険者のみがサービス利用可能であり、指定・指導監督の権限は市町村となります。

地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援に関する詳細は、各市町村の介護保険担当窓口にお問い合わせください。

対象となる地域密着型サービスの種類	夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス
-------------------	---

(4) 基準該当サービス及び相当サービス

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備基準、運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準のサービス提供を行う事業者について、そのサービスを介護保険給付の対象とすることができます。（基準該当サービス）

また、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスや基準該当居宅サービスの確保が著しく困難な離島等の一定の地域では、指定基準（基準該当を含む）を満たさないが一定の質をもつ在宅サービスについても、保険給付の対象とすることができます。（相当サービス）

基準該当サービス及び相当サービスに関する詳細は、各市町村の介護保険担当窓口にお問い合わせください。

(5) 指定居宅介護支援事業所の指定、変更及び各種届出（平成30年4月以降）

居宅介護支援事業に関する詳細は、各市町村の介護保険担当窓口にお問い合わせください。